

第749回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成18年7月19日(水)午後2時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 佐々木委員, 山田委員, 佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 安井教職員課長, 菅原義務教育課長, 佐藤障害児教育室長補佐, 黒川高校教育課長, 氏家施設整備課長(途中, 雫石副参事兼課長補佐に交替) 菊地スポーツ健康課長, 岩間参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後2時5分

6 第748回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第749回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 鈴木委員及び佐々木委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

(1) 県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について

(説明: 教育長)

「県立高等学校の通学区域の在り方について」御報告申し上げます。

去る7月13日の高等学校入学者選抜審議会において「県立高等学校の通学区域の在り方」の答申素案が決定されたので, その概要について御説明申し上げます。

「県立高等学校の通学区域の在り方」については, 昨年7月12日に高等学校入学者選抜審議会に諮問し, その後, 同審議会内に設置された「学区制検討小委員会」において, 11回にわたり専門的な観点から検討が行われてきた。また, これと並行して, 昨年11月から今年2月にかけて, 県内の中学生, 保護者, 中学校の進路指導担当教員及び一般県民の, 合わせて概ね7,800人を対象に, 学区制の在り方に関する意識調査を実施した。本年3月28日の高等学校入学者選抜審議会では, 3月までの検討結果及び意識調査結果を踏まえ, 「中間報告」を取りまとめ, 教育委員会に対し報告がなされている。その後, 引き続き小委員会で行われた学区制の基本方向についての検討結果をもとに, 今回の答申素案がとりまとめられたものである。

以下, 素案の内容について, お手元に配布している資料に基づき御説明する。素案の6ページまでは, 中間報告の内容を概ね踏襲し, 文言を整理したものである。

まず、最初に1ページをお開き願いたい。現状の課題認識であるが、本県の通学区域については、昭和25年に設定され、昭和52年の仙台南・北学区の分割、平成13年の学区の統合などを経て、現在、5地区の通学区域が形成されている。また、平成13年に新たに導入された、いわゆる3%枠については、制度導入後5年が経過したところであるが、その活用が一部の地区・学校に集中し、全体としては低調で、推薦入試での活用が多いことなどが指摘されている。

次に、2ページをお開き願いたい。ここでは、高校教育を取り巻く諸情勢の変化として、高校教育の普及と機会均等、生徒のニーズの多様化、少子化の進行、生活圏の拡大、法制度・全国の動向などについて取り上げられ、教育を取り巻くニーズや社会経済情勢が大きく変容していることから、本県としても、今後の通学区域のあり方については、実情を踏まえた総合的な検討が必要であるとされている。

次に、4ページをお開き願いたい。今回実施した意識調査結果の概要がまとめられている。この中で、「通学区域の今後の方向性」の設問については、中学生、保護者及び中学校教員では「学区を拡大」の意見が最も多く、一般県民では「学区を拡大」と「学区を撤廃」の回答がほぼ拮抗する結果となっている。また、いずれの対象においても、「学区を拡大」と「学区を撤廃」を合わせた比率は全体の三分の二程度となっている。また、「通学区域の検討に当たって気をつけるべき点」の設問については、「高校選択について生徒の希望を大切にする」の回答が最も多く、中学生では6割、保護者、中学校教員、一般県民で5割程度であった。

次に、5ページをお開き願いたい。ここでは、今後の通学区域の在り方について、「維持・縮小・拡大・撤廃」の4つの視点から検討されている。このうち、通学区域の維持については、学区制には、居住地によって学校の選択幅が異なるなどの課題があること、現在の3%枠が全体として少ない枠であるなど活用しにくいものになっていること等の観点から、これを維持するというよりも、むしろ、生徒の多様な選択の機会を確保する観点から対応を検討することが望ましいという整理がされている。また、通学区域の縮小については、これまでの通学区域の改正の流れ、さらには生徒の学校選択の自由の確保の観点及び高校教育の活性化の観点から、適当ではないという整理がされている。

6ページをお開き願いたい。通学区域の拡大については、「区域の拡大再編」と「3%枠の見直し」が考えられるとし、そのうち「区域の拡大再編」については、これ以上の拡大はむしろ全県一学区化に近い状態となるとされ、また3%枠の見直しについては、現制度のゆるやかな改正であり、比較的理解しやすいことから、活用の実態を踏まえ、その在り方について検討する必要があると整理されている。

次に、通学区域の撤廃については、生徒の希望や学習ニーズの多様化、自由な学校選択の機会の保障につながるものの、特定の地区・学校への集中や学校間格差の助長などが懸念されることから、その対応について配慮する必要があるとされている。

次に、7ページをお開き願いたい。今回の答申素案の結論部分である。ここでは、これまでの検討結果や、「高校選択については生徒の希望を大切にすべき」、「通学区域については見直しが必要」という意識調査結果も踏まえ、「生徒の学校選択の自由を拡大する方向で見直すことが望ましいこと」を基本的な考え方とした上で、中間報告で両論併記とした「3%枠の拡大」と「通学区域の撤廃」を比較検討している。「(2)今後の見直しの方向」で記載しているとおり、「生徒の自由な学校選択の機会の保障」、「魅力ある学校づくりなど高校教育全体の活性化」、「居住地区による学校の選択機会の差の解消」、「制度のわかりやすさ」等の観点から総合的に判断し、特定の地区・学校への集中や学校間格差の助長等の懸念はあるものの、審議会として、通学区域については撤廃することが望ましいと判断している。

次に、8ページの「(3)見直しの実施に当たって」という箇所を御覧いただきたい。ここでは、学区を撤廃する際に留意すべき点が何点が指摘されている。一点目は、制度の円滑な実施に向けて、生徒、保護者に対し十分周知を図ることである。二点目は、通学区域の撤廃について、特定の地区・学校への志願

者の集中,学校間の格差の助長などの問題が懸念されることから,生徒が適切に学校を選択できる環境づくりを進めるとともに,生徒が希望する進路が達成される学校づくりを重点的に進めるなどの「魅力ある学校づくり」を積極的に推進することが望まれるとされている。

最後に,今後のスケジュールであるが,今後,答申素案に関するパブリックコメントを実施する。その結果も踏まえて,最終答申に向けて検討が行われ,10月頃に答申という流れで検討が進められるとのことである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 学区を撤廃した場合のことについてお聞きしたいが,学区を撤廃すると何回も教育長が申されたように特定の学区や学校への志願者の集中という問題がやはり一番関心の高いテーマであり問題だと思う。宮城県はまだこれからのことであるが,全国的に見て学区を撤廃して一校集中とか地区の学校に志願者が集中してしまった,そして地方の格差がついてしまったことに関してどのように他の県では解決したかということを知りたい。限りでいいので具体的に教えてほしい。

教育企画室長 各県の方でどれだけ見直しをやっているかというのはこの資料では出ていないが,全国的に12都道府県で学区の撤廃をしている。実施時期はまちまちである。影響等であるが,それぞれの都道府県の状況によっても大分違うんじゃないかと思うが,詳しくは今照会をかけているところであるが,各都道府県で既に撤廃したところについて各県の情報を共有したのがある,ある県が取りまとめた資料がある。それを見ると,撤廃後の影響ということでもまとめたものがあり,ざっと申し上げると,全県一学区の反応という見出しで書いてあり,青森県は志願者の動きはほとんど変化ない。秋田は一定の地区への志願者が集中するのではないかという意見もあったということであるが,これは実施する前の意見である。こういった意見があったということだけである。その後の状況は書いていない。ちなみに青森県は平成17年4月実施,秋田も平成17年4月実施である。秋田について私の方で電話照会をした段階では学区外の大きな異動はなかったということである。それから茨城が18年の4月からやっているが,この記載を見ると一部の地元高校に入りにくくなるのではないかという意見があったが概ね好意的に受け取られたと,事前にはこういった意見があったけれども実施は概ね好意的に受け取られたという書き方をしている。それから埼玉は古くて16年であるが通学区域廃止による顕著な影響はないというふうに書いてある。ちょっと細かい話であるが,通学区域により通学できなかった学校へ合格した生徒の割合は全日制合格者の1.5%というふうな記述がある。それから東京都であるが14年にしているが中学校の校長や受検者から肯定的な評価を得ているという記述,それから神奈川県であるが17年であるがアンケートで7割が良かった,概ね良かったと肯定的に受け取られている。実施後にアンケートを取っている県がある。それから石川県が17年の4月であるが平成17年の入試では75名が旧の学区を越え受検したということである。並行して書いてあるのは各学校では,これは高校だと思うが,情報提供の推進と特色ある学校づくりへの取り組みが積極的に行われたという書き方をしている。福井県であるが平成16年であるが特定進学校の競争激化を懸念する意見等があったが学区廃止後極端な受検者の集中は見られていない。それから滋賀県が平成18年8月であるが特定の地域や学校への特段の集中もなく否定的な反応もないというような書き方をしている。それから奈良県,ちょっと特殊な

ケースなので、元々ほぼ全県一学区ということだったのでここは省略させていただく。それから広島が平成18年であるが85.6%の生徒が肯定的に受け止めている。これはアンケート結果だと思う。既に実施した県の状況というのは以上である。

櫻井委員 今の話についてであるが、そうするとこのように何回も格差が助長にと書いてある割には現実的には宮城県ではやはり今紹介されたようにあまり問題にならないで済みそうか。私はすごく問題になりそうな予感がしているがそこはどう考えるか。勿論、県によって状況が全然違うので今のは参考であって、じゃあ我が宮城県ではどうかと、宮城県の教育の問題に詳しい宮城県教育委員会の教育長としてはどのように深刻に受け止められているかということ伺いたいと思う。

教育長 一般的な課題として特定校への集中、あるいは高校の序列化の問題があるということは先程来お話ししているとおりである。この点に関して各地域の進学校での進路指導の充実の努力により各地域の進学校自体の進学の実績を上げてきているというようなことがあり、職業傾向校でも就職実績の向上が上げられているということで、各学校とも魅力ある学校づくりを進めているところであるので、さらにこういった学校づくりを一層進めることによって特定地区、学校への集中が抑制されるのではないかと考えている。

山田委員 前にもちょっと申し上げたかもしれないが、やはり郡部と仙台市との事情というのは非常に違う部分が多いかと思うが、そんな中で郡部の市町村の意見というものをこの審議会の中でどれだけ反映されているかという部分が私は非常に心配である。例えば審議会の中に郡部出身の方がいらっしゃるのか、あるいは郡部の事情に詳しい方がいらっしゃるのか、そういった方々の意見がどれだけ反映されているのかというのを一つお伺いしたい。やはり郡部の市町村には、私も郡部の出身であるが、非常に危機感を持っている方が多くいらっしゃるように私には見えるが、その辺をどうやってこれから説明をしていって納得をさせていくのか、その辺を非常に心配を持っている一人である。基本的な理念というのは私は方向性としてはいいなと思うが、やはり郡部の衰退というか先程来あるように仙台に一極集中してしまうような事態になりかねない危機感というものやはりあるかと思うので、是非とも郡部の意見というものをより多く取り入れてこの審議会の中でももっと反映させていただければと思っています。その辺のところをお聞きしたいと思う。

委員長 この意見はおそらく郡部出身の委員さん達も同じような意見をお持ちだと思う。この辺はしっかり回答するというか、できるようにしておかないとだめかなあと私も考えた。一つは審議会のメンバー構成について、それから意見がどれくらい反映されたか。昨日知事がテレビで言っていたが、まったく基本的には私の意見も総論的にはそっくりである。それからアンケートをやった場合の母集団はどの位の数か。

教育長 7,800である。回収率は5,700位である。

委員長 全県に分布しているということでよろしいか。

佐々木委員 色々な経緯があるかと思うが、全部の学区を廃止するということが起きると都市部への集中ということも問題になるかと思う。勿論そうすると、郡部、地方の方が空洞化してくるという可能性は考えられることであるが、現に定員というものがあるので元々は本来ならすぐ近くの高校に行けたはずの仙台市内の子どもたちが今度それからあぶれてしまって地方の方に行けなければならない状況も当然起きてくる訳である。そうすると高校生の子供の多くの子達が本来なら例えば20分位の通学時間で日々を過ごしていたものが

非常に大きな団体であっちへ行ったりこっちへ行ったりという大きな時間的なロスというか、通学も色々な事を考えるいい時間ではあるかと思うが、非常に移動にお互い時間がかかるという状況が生じてくる。そうするとやはり高校生の一日の生活の中で通学の時間にどの位の時間が取られてくるかという損失の時間というかそういうこととか、あるいは生徒指導という面で行き来の中に色々な事が起きはしないかという面でも、なんかロスになる部分もかなり出てくるような気もする。なぜ地元でそれぞれが満足できるような教育の方向が取れないのかなあと逆にそちらの方に努力する方が損失が少ないような気もしてしまうが、当然集中する部分は勿論集中するという部分であり得ると思うが、外に行かなければならない子どもたちのことも色々な問題が起きるのではないかなあという気がしてしまうが、例えば授業外の活動にさく時間が減ってしまうとか色々な事が起きるような気がしているが、その辺はどのように今後対策を考えていくのかなあと思う。

教 育 長 まず最初に、今日報告申し上げているのは審議会の答申素案について今まで小委員会
で検討された結果について答申素案ということで御説明申し上げているので、教育委員
会として具体的な対応を今後どうしていくかということについては答申がどういう形で
最終答申として出てくるのか、その結果を見てから本格的に検討するというそういう手
順を踏んでいきたい。

委 員 長 今日の委員会の意見というのはしっかり審議会の方にこういう問題が出ているという
ことをお知らせ願いたいと思う。非常に大事なことである。今のお話も逆に考えてみる
とこれは大変なこと、ただそれがあつたとしても利益バランスというかそっちの方が
上だということでこういうふうに全県一区という方向にいつていると思うので、色々や
はりそれぞれの問題があるが、総体的に見たネット・ベネフィットネスというかそうい
うのはこっちだという方向に持って行かざる得ない。その中でもこのお話を是非伝えて
ほしい。こういうことは決定的なことではないかもしれないが配慮することは大事であ
る。

鈴 木 委 員 素案に対して私も考えていることはある。今日いただいた資料の12ページ、13ペ
ージを見ると実施している各県ではやはり段階的に学区撤廃の方向を取っている。3%
枠を25%にするとか、50%にするとかというようなやはりクッションを置いた後に
実施の県が多いように見える。であるから宮城県で一気に撤廃ということではなくてそ
ういう方向を考えてみるというのは如何なものかということで、私は委員としてそう
いうことは申し上げておきたいなあと思うので、この審議会にその方向も探るとい
うようなことは県教委からお力添えできないかどうか。

教育企画室長 それでは私の方から先ほど山田委員から御質問のあつた構成も含めて御説明したいと
思う。審議会の構成は16名であり、その中から学区というある意味専門的な分野であ
るので、それぞれの専門分野で集中的に議論するというようなことから小委員会を作
っており、基本的にはこの審議会の中から8名を選んでいる。正確に言うと7名である。
もう1名は専門委員という形で別なところからお願いして小委員会は8名構成であり、
御指摘のとおりやはり学区というのは地域によっても色々違う。それから中学校サイド、
あるいは高校サイド、あるいは保護者といった立場もあるのでそういったバランスを考
慮した小委員会のメンバー構成になっており、地区別で申し上げますと学区の中部地区、
南北も入れた中部地区が3名、それから南部地区が1名、北部地区1名、東部地区1名

という地域バランスを取っているということと、それから構成であるが学識経験者、中学校の代表の方、中学校の校長先生、高校の代表の方、それから保護者の代表の方といったような各層から出ていただいた方々で構成しているということである。その中でやはり地方の意見も相当出ている。それで今回の結論になったということである。それから鈴木委員から御指摘のあった件であるが、やはり中間答申では学区の拡大と撤廃という方向性が出たので、さらに二つの方向性のうち例えば撤廃であると経過措置を入れた場合、入れない場合というふうなことで相当議論をいただいたケースが今日の資料の12ページ、13ページに書いてあり、一つは3%枠を拡大した場合にはこういったメリット、デメリットがあるという選択理由という書き方をしている。それから撤廃でも経過措置を設けず早期に撤廃するケース、今回の答申素案がこのケースになった訳であり、ここに理由があって他県の事例でいうと13県がいわゆる早期の撤廃をやっているということである。それから13ページの上、同じ撤廃でも経過措置を設ける、例えば3%枠を数年間拡大した後に撤廃しようというふうな案である。この理由はここに書いてあり、そのケースが今のところ2県、広島と大分がこういったケースである。それから(4)というのが(1)とちょっと似ているが、まず3%枠の拡大をやってみて、そしてその結果もう一度振り返って検討してそれで撤廃が問題ないなら撤廃しようというのが(4)、撤廃の でありこのケースが東京、神奈川ということである。いずれにしてもこういった四つのケースで相当小委員会、あるいはこういったケースで議論したことをこの間の審議会でも議論いただいたということである。

委員長 今まで色々交わされた意見を是非また審議会の方にこういう意見があったということをお話願いたい。

(2) 平成19年度県立高等学校組織編制計画について

(説明：教育長)

「平成19年度県立高等学校組織編制計画」について御説明申し上げます。

資料は1ページから3ページまでとなる。この組織編制計画については、中学校卒業者の減少に対応した小規模校の再編、学級減の措置及び県立高校将来構想に基づく男女共学化を内容としている。

まず、1ページをお開き願いたい。小規模校の再編について御説明申し上げます。平成13年3月発表の「県立高校将来構想」においては、学校規模が縮小すると活力ある教育活動の展開が難しくなることなどから、原則として、1学年1学級規模と2学級規模の学校は再編を進めることとしている。これを受けて、平成16年3月に本校と分校の再編基準を発表した。3ページをお開き願いたい。2 - の分校の再編基準についてであるが、aとして「平成17年度以降において、2年間連続して、全学年の在籍生徒数が、収容定員の3分の2未満であり、かつ80人に満たない場合。」、bとして「平成17年度以降において、2年間連続して、分校所在地域の中学校からの入学者数が、当該中学校卒業生数の4分の1未満である場合。」としており、以上の要件について、aかbのいずれか一方に該当する分校については、要件に該当した年度の翌年度から新たに生徒募集は行わないこととしている。農業高等学校・秋保校と黒川高等学校・大郷校の両校については、分校の再編基準のbの要件に、平成17年度と18年度の2年連続して該当することとなったので、平成19年度から生徒募集を停止することとしたものである。

なお、両校の在校生は、それぞれの学校に在籍し卒業することとし、卒業生の指導要録等は分

校の本校に引き継ぐこととしている。

次に、1 ページにお戻り願いたい。生徒数の減少に対応した学級減について御説明申し上げる。我が県の中学校卒業生数については、平成元年度をピークとして減少傾向にあり、今後も引き続き学級減を実施していかなければならない状況にある。学級減の対象校及び対象学科については、生徒数の減少、通学区域ごとの学科バランス、学校ごとの入試倍率や生徒充足状況などを総合的に考慮して決定することとしており、角田高等学校及び第一女子高等学校においては普通科で、登米高等学校においては商業科で、それぞれ1学級ずつの学級減を行うこととしたものである。

なお、中部地区においては、中学校卒業見込み者数に応じて公立と私立が協調しながら対応することとしている。第一女子高等学校については、平成20年度からの共学化の開始と同時に、進学重視型単位制高校へ移行し、多様な選択科目や少人数授業の実施を予定しており、そのための教育環境を確保する観点などから、学級減の対象としたものである。

次に、2 ページの男女共学化について御説明申し上げる。「県立高校将来構想」に基づき、仙台第二高等学校の共学化を開始する。このため平成18年度中に、共学化仕様のトイレや更衣室等の施設設備を整備し、さらに中学生に対する説明などの周知活動を行い、共学化に備えることとしている。

最後に、南部地区の定時制課程の統合について御説明する。南部地区の定時制課程については、学校規模の拡大による教育環境の向上を図るため、大河原商業高等学校と白石高等学校の定時制課程を統合する。統合後は、大河原商業高等学校の校地と校舎を活用し、教育活動を行うこととしており、統合後の学科は普通科で、各学年2学級規模とする。また、統合に伴い、3年間でも卒業できる3年修業制を導入する。統合により、白石高等学校定時制の中心校を募集停止とするが、平成18年度までに白石高等学校定時制に入学した生徒は、そのまま白石高校に在籍し卒業する。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員：この男女共学化の問題についてであるが、新聞等色々な報道を見ていると裁判とか色々な反対あるいは子どもたちのデモンストレーション等があると伺っているが、例えば裁判があってもなおかつそのまま推し進めるということはどういうふうなことに基づいて行われているのか、あるいはまたそういうことに対する対応というのはどのように考えているのか伺いたい。

教 育 長：裁判については県を相手に訴訟が起こされているので県教委としても裁判を受けて立つというそういうスタンスである。それから男女共学化については今年の1月の臨時教育委員会を開いていただき、教育委員会の方針については決定されているのでそれに基づき我々としては推進していくということで進めて参りたいと考えている。

佐々木委員：要するにそういう反対する子どもたちとか反対される方達への対応は特に考えず、もう決まったことだということで推し進めるということなのか。

教 育 長：基本的には方針が決定されているので、方針に基づき教育委員会としては今後具体的に例えば施設整備の面などを進めていくということである。

9 議 事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について

第3号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

第4号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、全ての議案については、人事に関するこのため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

10 課長報告等

(1) 平成18年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について

（説明：高校教育課長）

「平成18年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果」の概要について簡単に御説明申し上げます。

この公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果については、本冊子の目的は二つある。一点目は、「検査問題の妥当性を検討し、今後の内容・形式等の改善に資すること」である。二点目は、「受検者の学習成果の実態を明らかにし、県下中学校の学習指導上の留意点を考察すること」である。冊子の2ページ目をご覧願いたい。左上、ローマ数字の「受検の状況」であるが、受験者総数は14,815人である。

次に、ローマ数字の「学力検査の結果」を御覧願いたい。「1 総点」は、一般入試における全日制受検者全員の5教科総点の度数分布を示したものである。平成16年度入試から数学と英語に学校選択問題を導入したが、A問題、B問題ともに、数学では大きな問題五問中一問について、英語については大きな問題四問中一問について学校が選択する形で、今年度も実施した。これまでと同様、全体を単純平均したものを参考までに掲載している。黒丸が平成18年度であるので、昨年度と比較すると、275点以下の層が増加し、やや低得点側にシフトした分布ということが言えるかと思う。次に、「2 各教科の成績」についてである。各教科の平均点は「表4」に示したとおりである。各教科の「結果と考察」については5ページ以降にあるが、その特徴をかいつまんで御説明したいと思う。国語については、基本的な言語事項は概ね定着しているが、物語文の展開を把握し、そして文脈に沿って心情を読み取り自分の言葉で表現するという力が不足している。また、社会については、地図や統計資料を活用し、内容を読み取る力は定着しているが、資料をもとに思考・判断する力が不足している。理科については、基本事項は定着しているものの、文章で解答したり、グラフ等の資料から答えを導き出す力が不足しているところである。次に、学校選択問題を導入している数学についてであるが、数学については、基礎的な計算、あるいはグラフから基本的な情報を読み取る力は定着しているが、抽象的な概念や、あるいは論証する力、これが不足している。英語については、基本的な英文の内容を把握する力は定着しているものの、内容を把握した上で自分の意見を表現する力が不足している。

なお、平均点が下がった教科のうち、特に数学については、中学生にとってやや難しい設問が例年より多かったということとか、あるいはじっくりと問題文に向き合ってその問題文の意味を正確に読み取ることが求められる設問が多かったということから、全体の平均点が昨年と比較して下がったものと考えられる。

続いて、3ページを御覧願いたい。「3 各教科の得点分布」についてであるが、昨年度と今年度の比較ができるよう、数学と英語の学校選択問題を含めて2年分のグラフを掲載している。数学Bと社会では、前年と比べて平均点が下がったために、山が左の方にシフトしている。また、英語については、A、Bともに前年と比較して平均点が上がったということから、その得点分布の山が右にシフトしているという状

況である。

以上概略を御説明申し上げた。

(質 疑)

委員長 国語では物語文の理解が足りない。相変わらずである。社会では資料に基づく考察が駄目だということである。理科では応用問題というのが、自分で考えてやるのが駄目である。どうも何か問題が大きい。将来科学立国なんていうのは難しい。

高校教育課長 今御指摘があったとおりやはり各教科とも思考力を問う問題とか、あるいは判断力を問う問題、あるいは表現力を問うような問題というのが、一夜漬けでできるようなものではなく、普段の学習の積み重ねの中で蓄積されていく学力であるということから、例年のとおり残念ながらその所が弱点として現れたなあと考えている。

(2) 平成19年度公立高等学校入学者選抜について

(説明：高校教育課長)

「平成19年度公立高等学校入学者選抜について」御説明申し上げます。

なお、「公立高等学校入学者選抜」ということであるので、県立高校だけではなく仙台市立、石巻市立の高等学校についても合わせて発表させていただく。

資料については、1ページから4ページまでの部分が資料1に相当する部分、5ページから12ページまでが資料2に相当する部分というふうに2つの部分に分かれている。

まず、資料の1ページをお開き願いたい。「募集定員について」であるが、全日制の募集定員は、合計16,480人で、前年と比べて280人の減となる。定時制の募集定員については、合計880人で、前年比80人の減となっている。全日制と定時制の総合計は17,360人で前年比360人の減となる。通信制については、500人で昨年度と変更はない。それから二番目、「一括募集実施校」であるが、これについては御覧のとおり、前年度と同様3校で実施する。それから三番目、「推薦入試の実施校」である。全日制課程では80校、152学科、定時制課程では12校18学科、それぞれのところにおいて、全校・全学科で実施する。

なお、平成19年度の入学者選抜から推薦入試において中学校から推薦できる人数、これについては制限しないということにした。

四番目、「推薦入試における面接実施校のうち「自己表現」を行う学校」については、前年度と同様、迫桜高校1校である。また、一般入試での実施校はない。

2ページをお開き願いたい。「推薦入試において「口頭による試問」を行う学校」については、この資料に記載の8校である。それから六番目、七番目、八番目であるが、この3項目については昨年度と同様である。それから九番目、「一般入試における傾斜配点実施校」である。傾斜配点を実施する学校数は前年度から1校増えて7校である。19年度入試で新たに傾斜配点を実施するのは、泉館山高校、多賀城高校の2校が新たに実施ということになっている。十番目、「一般入試における面接・実技の実施校」である。面接を実施するのは、普通科7校を含む16校である。また、実技を実施するのは前年度と同様、柴田高校、宮城野高校、利府高校の3校であるので、面接並びに実技を実施するのは合計19校である。

資料の4ページをお開き願いたい。「3%枠による出願関係」である。3%枠人数については、推薦入試と一般入試とに分けて各学校が設定することになっている。平成19年度入試において3%枠は全体で前年度よりも4人少ない295人で、295人のうち推薦入試に218人、一般入試に77人となっており、推薦入試の人数の方が多くなっている。

なお、3% 卒出願についても、各中学校から推薦できる人数枠については19年度入試から制限をしないということにしている。十二番目、「連携型中高一貫教育に関する入試」についてである。連携型中高一貫教育を実施する宮城県志津川高等学校において、連携型中高一貫教育を実施する中学校4校からの志願者を対象とした入学者選抜を、17年度から実施しているが、19年度においてもこれまで同様に実施することとしている。

資料の5ページ以下は資料の2となっており、「19年度公立高等学校入学者選抜における募集定員等一覧」ということで、各学校の募集定員並びに推薦入試、一般入試の実施内容等についてまとめたものである。

以上、御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 確認の質問であるが、先ほど中学校から推薦する人数の枠を設けないというお話を伺ったが、合格者も枠を設けないでやるのか、それとも合格者は各校何名と決まっているのか、詳しく教えてほしい。

高校教育課長 18年度入試までは一つの中学校から推薦入試で推薦できる人数を設定することができるとしていた。多くの学校においては制限をしないでいたが、仙塩地区の一部の学校においてはやはり一つの中学校から推薦できる人数を2名とか3名とか、あるいは5名というふうに制限をしていた。その結果として当然中学校ではその人数の中で高校に推薦してきたということがある。ただし、合格できる人数については当然人数の中であれば5名全員通ることもあれば5名全員落ちることもあったということである。

櫻井委員 そうすると、今まではある中学校の例で見ると、代表に推薦されるかどうかで大分厳しい学校を見てきた。その2名に選ばれる、3名に選ばれるというのが厳しくて、そういうことがこれからはなくなる訳なので、実力があって意欲がある方ならば5名でも10名でも推薦で上げられるということか。実力があって基準を満たせば1つの学校から10人入ることも可能なのか。そういう意味か。

高校教育課長 基本的に推薦入試であるので、これは中学校の校長先生の推薦が必要である。それから各学校とも望む生徒像をホームページ等で公開しているので、各高校の望む生徒像に合うと、なおかつ中学校の校長先生が人物的にも学力的にも、それから様々な活動面でも推薦できる生徒であるということであれば、5名でも10名でも推薦が可能かと考えている。

(3) 県政広報展示室の企画展示「進む高校改革」について

(説明：高校教育課長)

「県政広報展示室の企画展示「進む高校改革」について」御報告申し上げます。

資料の13ページをお開き願いたい。宮城県では、平成13年3月に策定・公表した「県立高校将来構想」に基づき、高校生徒数の減少期における魅力と活力ある高校づくりを目指し、本県の高校教育が抱える諸課題を見据えながら、時代の要請に対応した改革を進めてきている。具体的には、再編統合、あるいは男女共学化、中高一貫教育、さらには昼夜間開講型単位制高校の開設など、魅力ある高校づくりを進めてきた。そこで、これまで実施してきた高校改革の状況について、対象校毎に改編前後の様子を展示し、今後の改革に向けて広く県民の理解を得るため「進む高校改革」展と題して企画展を計画した。「進む高校改革」展は、平成18年7月31日から9月1日までの約1ヶ月間、県庁18階の県政広報展示室で展示

を行う。

内容としては、県立高校将来構想の策定の経緯を紹介し、各校ごとに学校案内、学校新聞のほか改革前と改革後の様子が分かるものなどを展示するほか、授業等生徒活動の様子を撮影した写真や生徒の感想文などをまとめて展示するように考えている。また、それぞれの学校の改編前と改編後の変化やこれまでの歴史と伝統を受け継ぎながら、新しい学校として特色ある教育活動を展開している現在の各高校の様子がうかがえるような展示となるように計画している。

是非とも御覧いただくようお願い申し上げます、御報告とする。

(質 疑)

鈴木委員 この企画は地方事務所等の移動しての展示というのは考えていないのか。

高校教育課長 今回初めてということで県庁18階での展示のみで移動展は考えていなかった。

櫻井委員 実際に高校生やその保護者がこれを見るだけのために県庁を訪れるとは思えない。夏休みの期間があるが、親は忙しい、子どもも忙しい。県庁が近いところとは限らないので、これをやってもどの位の人数が訪れたか私も報告を受けたいと思うが、ただやりませんでしたではなくて、やはり遠い学校の子、それからなかなか忙しくて来れない親のためにも今おっしゃったような地方の事務所で開催することも考えなければならぬし、まとめたようなものをPLANETに載せるとかそういう働きかけをしないと、はいやりました、18階にいらしてくださいと言っても、なかなか皆さん集まらないんじゃないかなあと思う。そこを工夫したらどうか。

委員長 DVDを作るとか。

櫻井委員 そうである。インターネットで見られるとか。

高校教育課長 今委員の方々から御指摘いただいたように、先ほどの学区のところでも各学校の魅力ある学校づくりが大切だということがあった。私も各学校の魅力ある学校づくりを紹介するというで今回初めてこれを企画した訳であるが、確かに県庁18階にこのためだけに、例えば県内全域から中学生が、特に中学生に見ていただきたいと思う訳であるが、中学生が見に来るかというとなかなか難しいところがあるんだろうと思う。これを例えばインターネットに掲載するとか、あるいはDVDとか色々意見を頂戴したのでもっと広報できる方法を、どんな方法があるのか色々考えさせていただきたいと考えている。

委員長 広報であるので一箇所に置くよりは発信した方が良い。

櫻井委員 もう一言だけ、私いつも言うが必ず教育委員会がやる催し物とかこういうのは、平日の9時から5時という非常に役所中心の感じが多い。講演会も親は今とても忙しく働かないと子どもの塾が払えないということもある。食べていくのがやっとという親も多い。そういう人たちの立場を考えて、もし本当に理解をしてほしいのであれば土日もやるとか、やはりどんな人でも気軽に接するような教育活動というのはこれからの私たちに与えられた課題であると思う。やってやったではなくて、踏み込んで保護者、中学生、高校生が何を考え、何を求めているか、サービス業とは言わないがやはり工夫してやらないと、やりました、けれども結局身内のものだけが見に行くと、はい終わりでしたというようなことはないと思う。私はやはり教育委員会と親や生徒の間の温度差というのはいつも感じている。そこをなるべく温度差のない教育委員会になったらどんなにいいかなあと思っているが如何か。

高校教育課長 | 午前9時から午後5時というのは県政広報展示室が決まっている時間であり、私ども高校教育課だけでは何ともできない時間である。それから月曜から金曜までと、土日は閉鎖しているというのは決定されていることであるので何ともこちらではできない訳であるが、ただ先ほどいただいたようにこれをインターネットに載せるなりなんなり、やはり何らかの方法で多くの県民の方に見ていただける方法を考えたいなあと思っている。

(4) 第二女子高等学校校舎改築事業及び白石高等学校と白石女子高等学校の統合校校舎等建築事業の決定について

(説明：施設整備課副参事兼課長補佐)

「第二女子高等学校校舎改築事業及び白石高等学校と白石女子高等学校の統合校校舎等建築事業の決定について」である。

行政活動の評価に関する条例に基づき、標記二つの事業の評価結果について、宮城県行政評価委員会に諮問していたところ、平成18年6月9日、「事業を実施することは妥当」との答申を受け、6月26日に開催された政策・財政会議において、事業実施が決定されたことを御報告申し上げます。

この二つの事業の概要である。事業名は今お話したように、一つは「第二女子高等学校校舎等改築事業」もう一つは、「白石高等学校及び白石女子高等学校の統合校校舎等建築事業」である。

それぞれの概要であるが、第二女子高等学校の校舎等改築事業については、(1)として建設規模、建設費用、生徒数等、スケジュールというように記載しているが、生徒数等のところにあるように中学校の定員、あるいは高等学校の定員、それぞれ24クラス分、960名ということになっているが、これは併設型の中高一貫教育校として整備することを予定していることから中学校、高等学校それぞれの人数に見合う校舎11,492㎡、屋内運動場についても中学校と高校のそれぞれ二面を用意することにしている。建設費用は概算で43億円というふうに予定している。スケジュールであるが、今年度から19年度にかけて基本と実施の設計を行う。それから現校地に改築することを前提にしているので第二総合運動場のラグビー場に仮設校舎を作るという計画を立てており、平成19年度に仮設校舎を建築する。20、21年度の2か年で校舎・屋内運動場等の改築工事、それから22年度にグラウンドの整備等を行うという計画にしている。

なお、校舎供用開始は平成22年の4月ということである。

もう一つの事業であるが、白石高等学校及び白石女子高等学校の統合校の校舎等建築事業、(2)である。建設規模、建設費用、生徒数等、スケジュールというふうには書いてあるが、生徒数等のところにある看護科、専攻科、これは現在の白石女子校にある看護科、専攻科をそのまま統合校の方にももっていき、普通科の18クラスを合わせて合計23クラスの学校規模を考えているところである。それらの規模に見合う校舎12,977㎡、屋内運動場については1,810㎡、それで建設費用については概算で45億円というふうに見込んでいる。スケジュールであるが、第二女子高等学校と同じように今年度、18、19、2か年で基本設計、実施設計を行う。20、21年度の2か年で校舎・屋内運動場の改築工事を行い、それから22、23年度2か年でグラウンド整備等を行うという予定にしている。

なお、校舎の供用開始については一番目と同じように22年の4月を予定しているということである。それから、今年度のこれからのスケジュールであるが、二つの事業について、9月補正で予算要求をすることにしている。予算要求の中身については、基本と実施設計を合わせ行うというふうにしており、その予算が可決されたならば土木部の営繕課の方に事業を執行委任し、営繕課の方では公募型のプロポーザル

を予定している。そのプロポーザルが終了し、年度内には設計の委託の契約を行うというふうに予定している。以上である。

(質 疑)

櫻井委員 二女高は駅前でも敷地が狭いが、新たな土地を購入しなくても高層化によってグラウンドも含めて問題なく建てられるのか。

施設整備課副参事 確かに全体の学校の中から見ればそう広い方の学校ではないが、そのために仮設校舎を外に持って行って、全体の敷地を如何に有効に計画すれば必要な面積、グラウンドが取れて、校舎の面積もどの程度にするかという計画をするために仮設を作ってやっている。一応今のところ通常の高校であれば4階から5階であるが、二女高の場合は6階から7階を想定し、建築することによってその授業に必要なグラウンドは現校地でも十分取れるというような予定で進めている。

鈴木委員 校舎の供用開始予定は22年度の4月であるが、これとグラウンド整備が22年度となっているが、22年の4月から校舎を使うのにその年度中にグラウンド整備をするというのでは、学校として機能を果たさないのではないかという心配があるが如何か。

施設整備課副参事 現校地に校舎を建てる場合には、その工事を効率的に行うために校舎を建てる場所のほかにグラウンドの部分に資材置き場を設けたり、工事車両を有効に動かすだけのスペースが必要である。従って、通常は現地立て替えの場合は、校舎が出来上がってから、その校舎の関係の工事車両等が外に出てから広々としたところでそのグラウンドを整備するという形にしている。それで白石高校、統合校の場合は、校舎が21年度までに終わったら22、23と2か年、大体1年半位かかるが、2か年で予定している。これは通常通りである。ところが二女高の場合は、グラウンド整備を22年度の1か年だけにしている。これは二女高は他にグラウンドがないということもあり、確かに22年度供用開始の時にはグラウンドがない訳であるので、出来るだけ早くにグラウンドを整備したいということで工事車両と資材置き場を工夫しながら21年度からグラウンド整備を行うと、結果的にはここは21、22年度の2か年でグラウンド整備をやる。要するに一年間だけグラウンドが使用できない、影響を受けるのを最小限にしたいということで、工事関係者の方には無理ではないが一応ぎりぎりの調整をしていただきながら進め、一年間だけ我慢していただいて校庭を整備する、そういうことで考えている。

11 次期教育委員会の日程について

平成18年8月18日(金)午後2時から

12 閉 会 午後3時32分

平成18年8月18日

署名委員

署名委員

